

諮問番号 : 平成30年6月11日付け平成30年度諮問第1号

答申番号 : 平成30年度答申第1号

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）の規定に基づく平成〇〇年〇月〇〇日付け生活保護変更決定処分（以下「本件変更決定処分」という。）並びに平成〇〇年〇月〇〇日付け生活保護一時扶助決定処分（以下「本件一時扶助決定処分1」という。）及び平成〇〇年〇月〇〇日付け生活保護一時扶助決定処分（以下「本件一時扶助決定処分2」といい、本件一時扶助決定処分1と併せて以下「本件各一時扶助決定処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、審査庁岐阜県知事（以下「審査庁」という。）から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

- 1 本件各一時扶助決定処分のうち、平成〇〇年〇月〇〇日の岐阜県庁を経由したタクシー利用による医療移送費を不支給とした部分を取り消すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。
- 2 本件審査請求のうち、その余の部分については、これを棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が

請求人に対して行った本件変更決定処分及び本件各一時扶助決定処分の取消しを求めるものである。

請求人は、おおむね以下の理由から、本件変更決定処分及び本件各一時扶助決定処分は違法又は不当なものであると主張している。

#### 1 本件変更決定処分について

- (1) 障害者加算 2 万 4 千円が加算されていない。
- (2) かつて、処分庁から生活保護を受けていたときには家賃が約 4 万円のところになっていたのに、現在では 3 万 2 千円しかだめでは納得がいかない。
- (3) 他の被保護者は家賃代なしで 1 2 万円から 1 3 万円もらっているのに、請求人の生活保護費のみ毎月減らされ、〇〇から追い出そうとしている。
- (4) 請求人に直接支払われる生活保護費（9 千円余）が不服である。

#### 2 本件各一時扶助決定処分について

- (1) 請求人は通院した帰りに岐阜県庁へ苦情を言いに行ったが、県庁へ行くように仕向けたのは処分庁である。処分庁が許可したので行ったのに、そのタクシー代を支払わないとした決定に不服がある。
- (2) 帰りのタクシー代につき全額支払うことができないのであれば、行きの金額（往路と同額）を支払うべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件変更決定処分及び本件各一時扶助決定処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

#### 1 本件変更決定処分について

障害者加算及び住宅扶助の算定を含む生活保護費の算定並びに請求人に対して直接支給した生活保護費の金額に誤りはなく、本件変更決定処分は法令

の規定に基づいたものと認められる。

## 2 本件各一時扶助決定処分について

不支給となったタクシー利用（岐阜県庁経由）に係る経路は、医療機関から請求人の自宅までの経済的かつ合理的な経路であるとは認められず、その全額が医療扶助における移送の給付対象とはならない。

## 第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、下記3に係る部分を除き、妥当であると考えられること
- 3 本件各一時扶助決定処分のうち、平成〇〇年〇月〇日の岐阜県庁を經由したタクシー利用に要した費用の全額を医療移送費として認めず不支給とした部分は、合理性を欠くものであること
- 4 よって、本件審査請求については、本件各一時扶助決定処分のうち上記3に係る部分を取り消すことが相当であり、本件審査請求のその余の部分については、これを棄却するのが相当であること

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年6月11日	諮問
平成30年7月5日	審議（第3回第1部会）
平成30年8月23日	審議（第4回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

### 1 関係法令の定め

- (1) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている（法第4条第1項）。
- (2) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者（法第6条第2項に規定する要保護者をいう。）の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする（法第8条第1項）。
- (3) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第8によって認定した収入の額（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。ただし、平成29年3月31日付け厚生労働省発社援0331第2号による改正前のもの。）第10）。
- (4) 保護の実施機関は、保護の目的を達するために必要があるときは、法第31条第3項本文（生活扶助）又は法第33条第4項（住宅扶助）の規定により世帯主又はこれに準ずる者に対して交付する保護金品（法第6条第3項に規定する保護金品をいう。）のうち、介護保険料その他の被保護者が支払うべき費用であって政令で定めるものの額に相当する金銭について、被保護者に代わり、政令で定める者に支払うことができるとされ、この場合において、当該支払があったときは、これらの規定により交付すべき者に対し当該保護金品の交付があったものとみなすとされている（法第37条の2）。
- (5) 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対

して、左に掲げる事項の範囲内において行われるとされ（法第15条柱書）、その「左に掲げる事項」として「移送」が掲げられている（同条第6号）。

- (6) 医療扶助における移送の給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとされている（「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。ただし、平成28年10月6日付け社援発第1006第7号による改正後のもの。以下「医療扶助運営要領」という。）第3の9(1)）。
- (7) 移送費の給付を行う場合として、「被保護者の疾病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」が列挙されている（医療扶助運営要領第3の9(2)イ）。
- (8) 移送の所要金額の確認については、「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年4月4日付け社援保発第0404001号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下「保護課長通知」という。）記4(2)に次のとおり記載されている。

移送に要した費用については、領収書（レシート）によりその金額を確認すること。特にタクシー等による移送の場合、1回当たりの所要金額が、通院先までの距離等に照らして妥当な金額であるか、往復時のそれぞれの料金や複数回の平均所要額と比較して著しく高額となっていないか確認を行い、著しく高額なものについては、正当な理由が認められる場合を除き、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないこと。

## 2 本件変更決定処分について

- (1) 請求人の年齢、世帯構成、保有する身体障害者手帳の等級及び住居する住宅などを踏まえると、請求人が本件審査請求を提起した平成〇〇年〇月分の基準生活費、収入充当額及び生活保護費は次のとおりであり、これは、処分

庁による本件変更決定処分の内容と一致する。

ア 基準生活費 128,580円（（ア）＋（イ））

（ア）生活扶助 96,580円（うち障害者手当 24,000円）

（イ）住宅扶助 32,000円

イ 収入充当額 81,505円（年金・手当）

ウ 生活保護費（支給額） 47,075円（ア－イ）

(2) 請求人の主張について

ア 請求人は障害者手当の額、住宅扶助の額及び請求人に対して直接支給される生活保護費に誤りがある旨主張する。しかし、障害者手当及び住宅扶助費のいずれについても、厚生労働大臣の定める保護の基準に基づき適正に算定されているものと認められ、請求人の主張には理由がない。

イ 請求人は、請求人に直接支払われる生活保護費（9,075円）が不服である旨主張する。しかし、処分庁は、法第37条の2に基づき、請求人が居住する住居の賃貸人に対して家賃及び共益費（38,000円）を支払っており、請求人に直接支払われた生活保護費の金額は適正なものであるから、請求人の主張には理由がない。

(3) 以上のことから、処分庁が請求人に対して本件変更決定処分を行ったことは妥当である。

3 本件各一時扶助決定処分について

(1) 平成〇〇年〇月〇日、請求人は、〇〇〇〇〇〇クリニック（以下「本件クリニック」という。）への通院の帰りに岐阜県庁に赴き、処分庁の対応について岐阜県庁の職員に対して苦情を申し立てた後、待たせていたタクシーで自宅へ帰宅した（以下「本件タクシー利用」という。）。

(2) 請求人が本件クリニックに通院する際のタクシー利用による医療移送が、医療扶助運営要領の第3の9(2)イの「被保護者の疾病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費

が必要な場合」に該当すること自体は、処分庁も認めている。

- (3) 本件クリニックの所在地は、〇〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地〇であり、岐阜県庁の所在地は、岐阜市藪田南2丁目1番1号である。請求人の自宅は本件クリニックからみて〇〇方向に位置し、岐阜県庁は本件クリニックからみて〇〇方向に位置している。
- (4) 本件各一時扶助決定処分は、請求人があらかじめ処分庁に提出した領収書に記載のタクシー利用代金につき、医療移送費の給付を決定するものであるが、本件タクシー利用に要した費用（8,460円）は、その給付の対象とされなかった。
- (5) 処分庁が給付の対象としなかった理由は、本件タクシー利用は、本件クリニックから岐阜県庁までの通院以外の理由によるタクシー利用と、岐阜県庁から自宅までの通院以外の理由によるタクシー利用でしかなく、医療扶助における移送の給付の要件のいずれにも該当しないためというものである。
- (6) 確かに、本件クリニックから請求人の自宅までの間を自動車で移動する場合における最短の経路上に岐阜県庁は所在せず、また、本件タクシー利用代金に係る領収書の記載金額は過去の利用実績と比較し著しく高額であると認められるから、本件タクシー利用は、医療扶助運営要領に定める経済的かつ合理的な経路及び交通手段とは認められない。
- (7) しかしながら、移送費の給付決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定により厚生労働省が示す処理基準である保護課長通知は、領収書（レシート）により所要額の確認を行うことを原則としながらも、タクシーによる移送の場合、1回当たりの所要金額が著しく高額なものについては、通院先までの一般的な金額や平均所要額により移送費の給付を行って差し支えないとしている（保護課長通知記4(2)）。
- (8) このことは、当該処理基準が、医療移送の過程で、経済的かつ合理的な経

路を逸脱し、所要金額が高額となる場合を排除しておらず、そのような場合には、実施機関において、直ちに全額を給付対象外とするのではなく、合理的に算定した相当額を給付することを予定しているものと見るべきである。

(9) この点、本件において、請求人は、上記(2)のとおり処分庁から、本件クリニックを受診すること及びその通院のためタクシーを利用することの必要性を認められている。そして、請求人は、上記(1)のとおり現に、平成〇〇年〇月〇日に本件クリニックを受診しており、岐阜県庁に立ち寄ったものの、その後再びタクシーを利用して自宅まで戻っているのである。

(10) そうすると、処分庁は、上記(7)の処理基準に従い、請求人に対し、通院先までの一般的な金額や平均所要額により算定するなどして、復路分のタクシー代の一部につき移送費を支給することが可能であった。そして、請求人は、生活に困窮し、その最低限度の生活を維持することができないために法に基づく保護を受けているのであり、法が、被保護者に対し、その最低限度の生活を維持するため、生活扶助費とは別に、その必要に応じて医療扶助費を支給することとしていることからすれば(上記1(5))、請求人が現に本件クリニックを受診し、その後タクシーを利用して自宅へ戻っている以上、経済的かつ合理的な経路を外れたからといって、処分庁が本件各一時扶助決定処分をするに当たり、本件タクシー利用に要した費用の全額を医療移送費として認めず不支給としたことは、法の定める保護の趣旨に照らせば、不合理なものといわざるを得ない。

#### 4 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、本件各一時扶助決定処分のうち本件タクシー利用による医療移送費を不支給とした部分については取り消されるべきであり、その余の点は適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。



## 5 付言

当審査会の結論及びその理由は上記のとおりであり、また、もとより処分庁を拘束するものではないが、この際、次の点を付言しておきたい。

本件変更決定処分に係る通知書及び本件各一時扶助決定処分に係る各通知書には、処分に当たって適用した根拠法令の条項が示されておらず、これら通知書の記載のみでは、いかなる法規を適用して処分が行われたのかが明らかにされているとは言い難い。

この点、本件変更決定処分に係る通知書には「冬季加算削除」との文言及び生活保護費の計算過程が記載されていることから、請求人は、処分庁の判断理由をある程度は了知することが可能であるといえることができる。また、本件一時扶助決定処分2に係る通知書には「県庁経由及び〇月〇日支給分以外」との文言が記載されていること及び処分庁が本件タクシー利用に係る「ご利用証」を請求人に返送したことからすれば、請求人は、処分庁の判断理由をある程度は了知することが可能であるといえることができる。

よって、本件決定処分及び本件各一時扶助決定処分における理由の提示は、法第24条第4項（同法第25条第2項において準用する場合を含む。）並びに行政手続法（平成5年法律第88号）第8条及び第14条が要求する理由提示の要件を辛うじて満たすものと考えられる。

しかしながら、処分庁においては、処分の根拠とした法規を、処分通知書に記載するなど処分と同時に書面により明示すべきであるので、生活保護事務の処理に係るシステムの改修を行うなどして、処分理由の記載について改善を図ることが望まれる。

（答申を行った部会の名称及び委員の氏名）

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 松井義孝、委員 池田紀子、委員 三谷晋